

**生活安全対策特別委員会 報告書**

平成16年12月

**生活安全対策特別委員会**

# 目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	2
安全で安心なまちづくりに向けた課題と提言	4
1 犯罪発生状況	4
2 安全安心に対する県民意識	7
3 犯罪発生・増加の背景	8
4 生活安全対策への課題	10
5 今後進めるべき方策	12
6 県、市町村、県民、事業者等の役割	18
7 安全で安心なまちづくり推進のための条例の制定	20
おわりに	21
委員会委員名簿	22
調査関係部課	22

## はじめに

我が国は、誠実で勤勉な国民性と世界に類のない安全な体制に支えられ、社会資本の整備や科学技術の飛躍的な進歩などにより、物心両面にわたる豊かさや利便性を享受してきた。

また、これまで本県では、豊かな自然の中で、多くの恵みを受けながら、人と人とがふれあい支え合う地域社会を形成し、平穏で良好な社会秩序が保たれてきた。

しかしながら、近年、核家族化や国際化など社会環境が大きく変化したことにより、家族の絆や地域の連帯感が希薄化し、さらには規範意識も低下してきている。

このような社会状況の下、本県においては刑法犯認知件数が昨年初めて4万件を突破し、6年連続して過去最悪を記録している。また、県民の日常生活を脅かす「空き巣、自動車盗、ひったくり」等の身近な犯罪が増加するとともに、その内容も悪質・凶悪化の傾向が一層顕著になっており、本県の治安は「危険水域」にある。

さらに、県政世論調査によると、「治安が悪くなっている」、「個々の犯罪が凶悪化している」と感じている人が、約9割を占めている状況にあり、県民の体感治安は非常に悪化している。

県においては、従来から、安全で安心な暮らしのために犯罪抑止対策や防犯に対する啓発啓蒙活動などの取組を実施しているところであるが、なお一層健全な社会形成に資する対策を強力に推進し、県民が安心して暮らせる地域社会を実現することが喫緊の課題となっている。

このため、本委員会では、安全で安心な地域社会づくりのための推進体制のあり方や犯罪防止のための環境整備の方策など、「安全で安心な地域社会づくりの総合的な対策」について、関係者との意見交換や現地調査など、積極的な調査・研究活動を行ってきたところである。

この報告書は、これらのこうした本委員会の調査研究活動の結果を取りまとめたものである。

## 委員会の活動状況

### 1 平成16年3月24日(水)

〔第1回委員会 定例会中〕

- (1) 第275回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。

正副委員長の互選の結果、委員長に野田尚吾委員が、副委員長に小林幹夫委員が選任された。

- (2) 閉会中の継続調査事件として次の1件を議長に申し出、議決された。

- ・安全で安心な県民生活の確保に関する調査研究について

### 2 平成16年4月23日(金)

〔第2回委員会 閉会中〕

- (1) 委員席を決定した。

- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。

- ・安全で安心な地域社会づくりの総合的な対策について

- (3) 年間活動計画を決定した。

### 3 平成16年6月9日(水)

〔第3回委員会 定例会中〕

県内の犯罪状況と抑止対策について、生活安全部総括参事官兼生活安全企画課長の説明を受け、質疑を行った。

### 4 平成16年7月26日(月)

〔第4回委員会 閉会中〕

- (1) 大平町役場を訪問し、地域の犯罪状況及び安全で安心なまちづくりについて関係者から説明を受け、併せて大平中央小学校の調査を行った。

( 2 ) 小山警察署を訪問し、ＪＲ小山駅東口の防犯カメラの設置状況について関係者から説明を受け、併せて現地調査を行った。

5 平成16年9月1日(水)

〔第5回委員会 閉会中〕

生活安全対策について、生活環境部次長兼文化振興課長の説明を受け、質疑を行った。

6 平成16年10月4日(月)

〔第6回委員会 定例会中〕

( 1 ) 学校の安全対策について、教育委員会事務局学校教育課長の説明を受け、質疑を行った。

( 2 ) 安全で安心なまちづくりの課題と方策について、意見交換を行った。

7 平成16年10月27日(水)～29日(金)

〔第7回委員会 閉会中〕

( 1 ) 鹿児島県警察本部を訪問し、犯罪発生状況及び生活安全対策について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

( 2 ) 沖縄県警察本部を訪問し、犯罪発生状況及び安全なまちづくり条例等について関係者から説明を受け、意見交換を行った。

8 平成16年11月25日(木)

〔第8回委員会 閉会中〕

条例の骨子について、生活環境部次長兼文化振興課長の説明を受け、質疑を行った。

9 平成16年12月21日(火)

〔第9回委員会 定例会中〕

報告書(案)について、検討を行った。

# 安全で安心なまちづくりに向けた課題と提言

## 1 犯罪発生状況

### (1) 刑法犯罪の増加

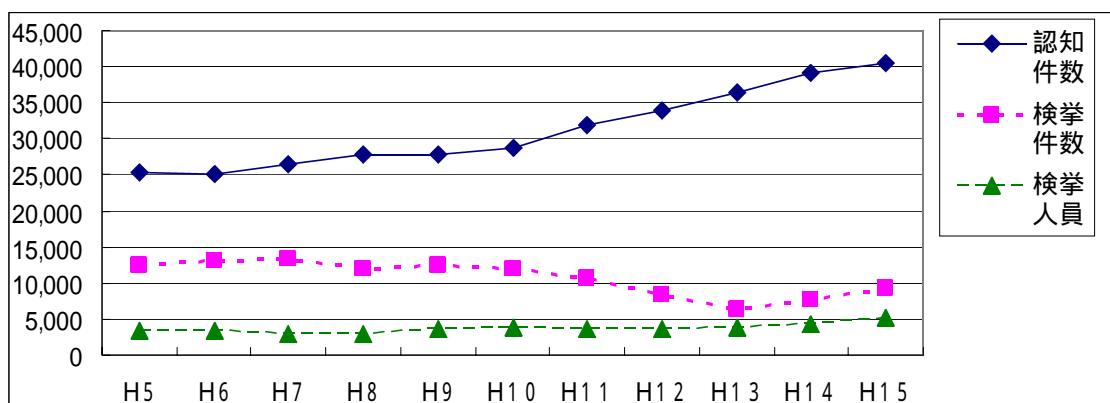
本県の刑法犯認知件数は、平成5年を基準年として見た場合、平成5年が25,329件で、平成15年は40,469件と59.8%も急激に増加している。

検挙件数は、平成5年が12,447件で、平成15年は9,355件に減少しているが検挙人員は、3,445人から5,114人に増加している。

また、今年11月末現在の刑法犯認知件数は、35,125件発生し、昨年比2,132件、5.7%減少しているほか、検挙件数は9,753件で昨年比1,235件、14.5%増加するなど、昨年来取り組んでいる犯罪抑止対策の効果とともに4年連続で実施された警察官の増員効果が徐々に現れてきている。ただし、減少しているとはいえ、昭和期の犯罪認知件数の最も多い年と比較すると2倍近い件数となっている。

### 刑法犯の推移

年別	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H5 : H15 対比%
認知 件数	25,329	25,078	26,357	27,795	27,734	28,620	31,996	33,819	36,321	39,061	40,469	59.8%
検挙 件数	12,447	13,020	13,286	11,885	12,422	11,998	10,658	8,304	6,332	7,603	9,355	-24.8%
検挙 人員	3,445	3,322	2,985	2,832	3,552	3,746	3,555	3,596	3,773	4,332	5,114	48.4%

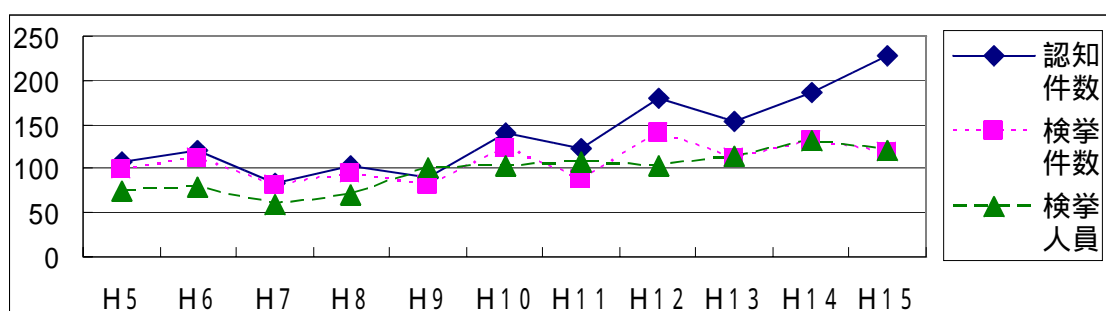


## (2) 急増する凶悪犯

凶悪犯（殺人、強盗、放火及び強姦をいう。）の認知件数は、平成5年が108件で、平成15年には229件となっており、10年間で2倍強になっている。そのうち強盗については、近年急激に増加している。

### 凶悪犯罪の推移

年別	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
認知件数	108	121	83	102	90	141	123	179	154	187	229
検挙件数	99	111	81	94	81	123	88	140	111	131	119
検挙人員	75	80	59	71	100	103	108	102	114	132	120



## (3) 大きな割合を占める身近な犯罪

空き巣、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらいなど県民の身近なところで発生している犯罪は、全刑法犯の約5割を毎年占めている。

### 身近な犯罪の推移

年別	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯総数	25,329	25,078	26,357	27,795	27,734	28,620	31,996	33,819	36,321	39,061	40,469
身近な犯罪	14,118	13,790	14,883	15,751	14,054	13,350	14,132	15,232	17,484	17,714	17,153
空き巣	1,159	1,361	1,150	1,343	1,210	1,366	1,317	1,677	2,069	2,677	2,605
自転車盗	6,847	6,255	7,452	7,547	6,534	5,476	4,991	4,952	6,334	5,995	5,874
オートバイ盗	2,582	2,853	2,916	3,369	2,547	2,475	2,826	2,406	2,352	1,509	1,319
自動車盗	360	345	376	335	398	337	457	558	706	770	824
ひったくり	71	90	136	216	134	189	308	244	349	417	251
車上ねらい	3,099	2,886	2,853	2,941	3,231	3,507	4,233	5,395	5,674	6,346	6,280
自動販売機ねらい	1,254	1,641	2,537	3,090	3,355	4,377	5,325	3,307	2,691	3,413	3,368

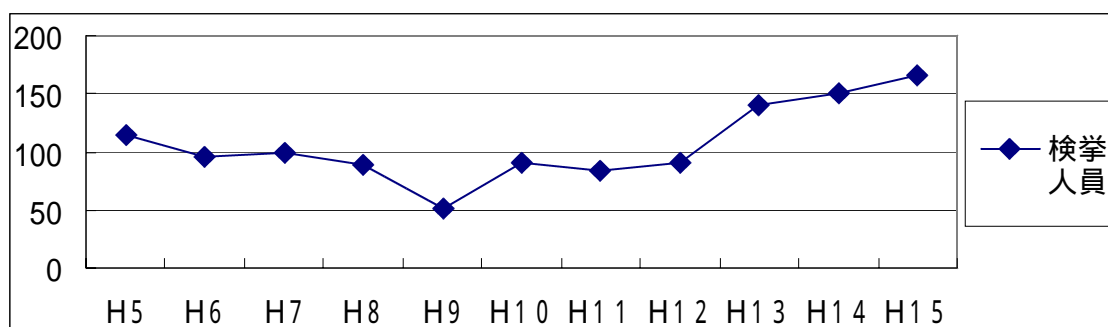
#### (4) 増加する外国人犯罪

不良外国人は、暴力団と結びつき、空き巣をはじめとする侵入窃盗のほか、車上ねらいや自動車盗の犯罪を職業的に繰り返している。

また、外国人犯罪は日本人犯罪の約8割が単独犯となっているのに対し、組織的なグループによる犯行が多く、その特異性に県民の不安感も増大している。

#### 外国人犯罪の推移

年 別	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
検挙人員	115	96	99	89	52	91	83	91	140	151	165



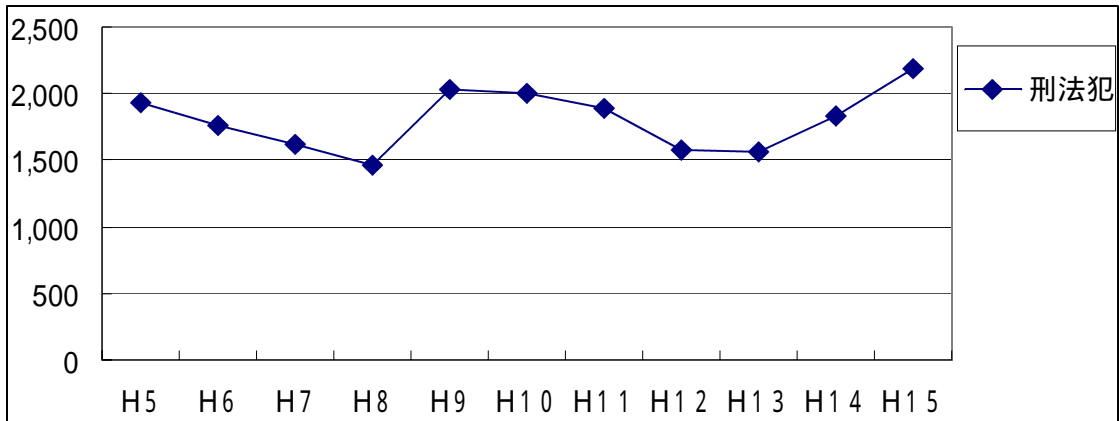
#### (5) 少年非行の増加

少年非行は、平成5年と比較すると1割強増加しており、その内容は、殺人・強盗等の凶悪犯罪は7件から22件と倍増し、傷害・暴行等の粗暴犯罪は190件から287件と約5割増え、少年犯罪の凶悪・粗暴化が進んでいる。なお、全刑法犯の検挙人員の約4割が少年の犯行によるものである。

#### 少年犯罪の推移

年 別	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H5 : H15 対比%
刑法犯	1,929	1,768	1,618	1,466	2,025	2,003	1,883	1,571	1,563	1,839	2,190	13.5%
凶悪犯	7	8	6	17	44	27	21	22	32	42	22	214.3%
粗暴犯	190	182	283	225	369	312	264	22	359	323	287	51.1%



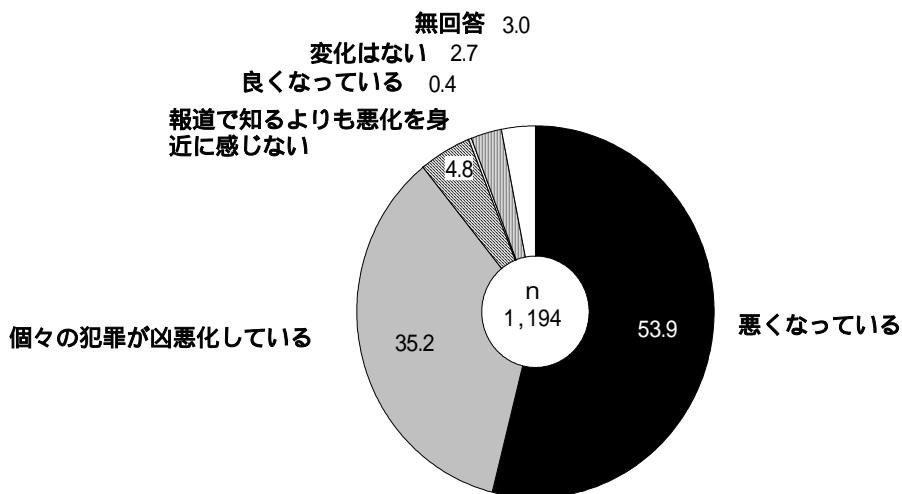


## 2 安全安心に対する県民意識

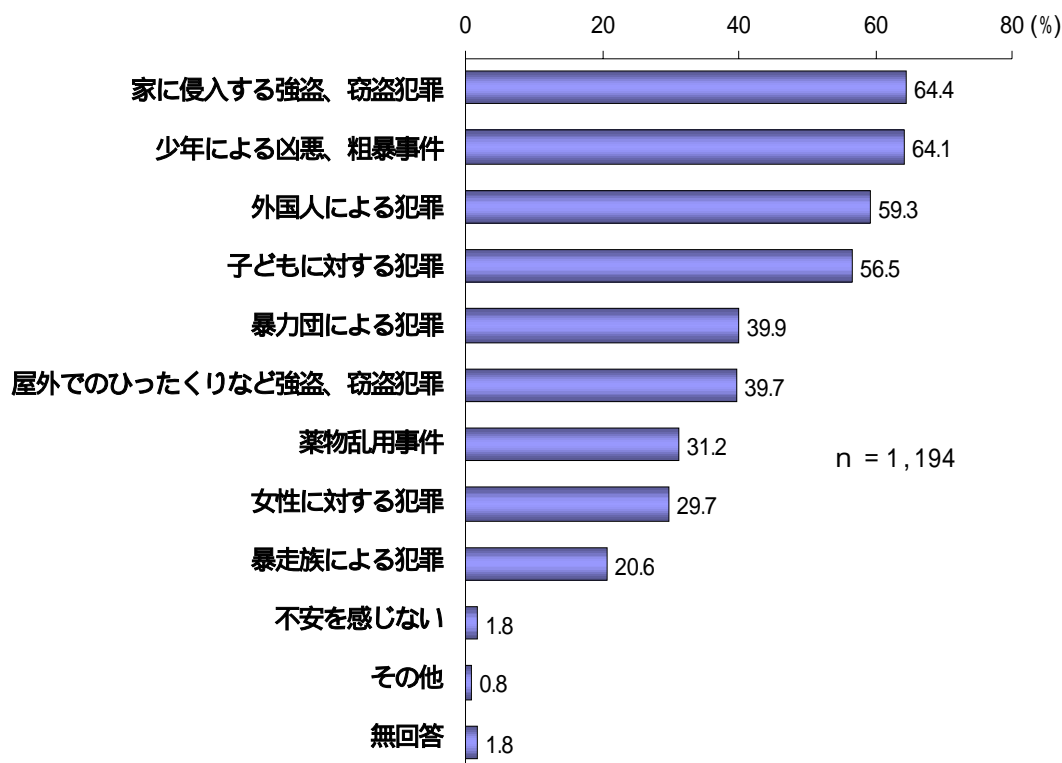
平成 16 年度の県政世論調査では、県民の防犯対策への要望が上位 4 番目にあり、また、治安が「悪くなっている」、「個々の犯罪が凶悪化している」と感じている人が約 9 割を占めている状況で、県民の体感治安が悪化している。

とりわけ、どのような犯罪に不安を感じるかでは、「家に侵入する強盗、窃盗犯罪」と「少年による凶悪、粗暴事件」が 6 割半ばを占めている。次いで、「外国人による犯罪」と「子どもに対する犯罪」が 5 割半ばから 6 割近くになっている。

### 最近の治安状況



## 不安を感じる犯罪



### 3 犯罪発生・増加の背景

#### (1) 社会経済情勢の変化

バブル崩壊後の景気低迷の長期化による雇用不安、コンビニエンス・ストア等の24時間営業店舗の出現、情報化社会の到来、国際化社会の進展など、社会経済情勢の大きな変化から、犯罪の機会を増大させる環境が出現している。

#### (2) 地域社会の連帯感の希薄化

社会の発展とともに、生活様式が多様化するなど、近隣との触れ合いの機会が減少し、周囲に対し無関心になっている。

また、生活スタイルや価値観の変化にともない、地域社会の帰属意識を低下させていることなどから、地域社会の一体感が希薄になり、

かつて、有していた自分達の地域の子どもに対するしつけや、地域での助け合いなどによる犯罪抑止機能が低下している。

### ( 3 ) 遵法意識の低下

核家族化の進展など家族構成の変化による家庭での子供に対するしつけの不十分さから、公共の場所での自分勝手な振る舞い、他人の迷惑を考えない行動など、社会の基本的ルールを守らない風潮が強まっており、このような遵法意識・遵法精神の低下が犯罪を起こしやすい傾向を生じさせている。

### ( 4 ) 危機意識の希薄化

犯罪に対する県民の不安感は高くなっているものの、本来、自己管理をすべきところの行動が不十分となっており、住宅、車、自転車の施錠など自らが実践して犯罪を防ぐような、自分の身は自分で守るという自主防犯意識が希薄なことから、犯罪の機会を助長している。

### ( 5 ) 犯罪を容易にする科学技術の発達

情報化社会は、インターネットや携帯電話の普及とともに、人と接触しなくても様々な情報や知識が獲得でき、社会生活の利便性に大きく寄与している反面、情報システムを悪用した匿名性の高い新たな犯罪が出現している。

### ( 6 ) 犯罪の発生箇所の特性

全犯罪発生件数の約 4 割に当たる 1 万 6 千余の件数が駐車場、道路、公園、駅などの公共的空間で発生している。また、住宅や共同住宅、事業所などにおいては、ピッキング等の新たな犯罪手口による侵入盗も発生している。

### ( 7 ) 少年非行の深刻化

家庭、地域社会等の少年に対する教育力や犯罪抑止力の低下により、全刑法犯検挙人員の約 4 割、身近な犯罪の約 6 割を少年が占めるなど、

少年非行の深刻化が犯罪多発の一因になっている。

#### ( 8 ) 来日不良外国人の犯罪

ピッキング用具使用による侵入窃盗や、薬物犯罪に象徴される来日不良外国人の組織を背景とした犯罪集団の暗躍が、犯罪多発の一因になっている。

#### ( 9 ) 暴力団の犯罪

暴力団対策法の施行後、資金源を封じ込められた暴力団が、資金の欠乏から、強盗、窃盗等あらゆる犯罪に手を広げる傾向になっている。

#### ( 10 ) 捜査環境の悪化

犯罪捜査を巡る環境は、国際化、高速交通網の発達、高度情報化、匿名性社会及び大量流通商品の出現などにより、捜査が難しくなっている。一方、犯罪発生は、悪質化とともに増加の一途をたどっている。

#### ( 11 ) 薬物の乱用

国際化の進展やインターネット等の普及により、多様な薬物が安易に入手できるようになったことなどから、薬物常用者の低年齢化が進行している。

また、薬物の乱用は、本人の健康被害にとどまらず、傷害事件などの犯罪を誘発させており、その拡大が懸念されている。

### 4 生活安全対策への課題

#### ( 1 ) 体感治安の向上

近年、都市化や国際化の進展とともに、地域社会が変容し、人間関係の希薄化が進みつつあることなどから、本県においても犯罪の発生件数が6年連続して増加している。特に、昨年は過去最多の4万件余に達するとともに、外国人犯罪の増加や凶悪化さらには少年犯罪の悪質粗暴化などから、県民の誰もが日常的な生活の場において犯罪に遭

遇する可能性が高くなっている。

こうしたことから、犯罪の発生に歯止めをかけ、県民の不安を払拭することが喫緊の課題となっている。

## (2) 警察力の充実

社会の進展に伴い、犯罪が複雑、巧妙化、凶悪化するとともに増加している。さらに、裁判においても、より詳細緻密な立証措置を求められている。加えて、外国人犯罪の増加に伴う言葉の問題等による取り調べの難しさなど、捜査環境は日々困難さを極めており、犯罪の発生に検挙が追いつかない事態になっている。

また、こうした犯罪発生増加に対応するため、重要犯罪についての捜査活動や余罪事件捜査等に充てる捜査力がそがれ、検挙率の低下に拍車をかける要因ともなっている。

一方、本県警察官一人当たりの人口負担割合は、652人（全国平均は535人）で全国ワースト12位と高負担となっている。

さらに、昨年中の警察官一人当たりの刑法犯認知件数は、13.4件で全国平均の11.9件より1.5ポイント多く、全国ワースト11位となっている。

このため、犯罪の多発をはじめとする警察業務の拡大に必要な警察力が追いつかない現状にある。したがって、犯罪の検挙と抑止の両面の対策を強化するために警察力の充実が課題となっている。

## (3) 犯罪被害者対策

犯罪の増加に伴い、何の落ち度もない者が突然生命を奪われたり、あるいは身体を傷つけられるといった事件が多く見られ、誰もが犯罪被害者となる可能性がある。

犯罪の被害者は、心身及び社会的な損失が大きいにもかかわらず、十分な支援を受けられないまま、立ち直れず社会から孤立している状況が見受けられることから、被害者の支援が課題となっている。

## 5 今後進めるべき方策

犯罪のない安全で安心な地域社会づくりは、本来、社会政策、福祉政策、教育政策等あらゆる行政政策を多面的に展開し、その総体として実現されるものである。

本委員会においては、安全で安心なまちづくりがあらゆる行政政策の多面的な取組であることを念頭におきつつも、近年、著しく悪化してきた治安の状況を踏まえ、県民の生活に身近なところで増加する犯罪発生件数の抑制と新たな傾向を示す犯罪の防止に焦点を当て、県民が安心して暮らせる地域社会を実現するための方策を次のとおり示すこととする。

### (1) 犯罪の起きにくい環境整備

犯罪は現実に起こり得るものであるという観点から、生活空間全体を見直し、犯罪を未然に防ぐような犯罪を起こしにくい施設などハード面の整備を行う必要がある。加えて、自らが犯罪に遭わないための県民の自主自立の精神と、人と人とが助け合い支え合う相互扶助の精神を醸成し、地域社会の一員として社会性を育む地域を再生するソフト面での取組を充実することである。この両面からの対策を積極的に推進し、県民の安全で安心して暮らせる生活環境を回復する取組が大切である。

また、これらを推進するためには、県民、事業者等と県、市町村、警察が連携し、一体となって、県民の安全で安心した暮らしや地域社会を築き上げていくことが重要である。

#### ア 安全で安心して暮らせるハード面のまちづくり

犯罪が発生する環境に着目し、明るさや見通しなど人の目の確保で犯罪の誘発原因を除去することにより、防犯性を高め、防犯に配慮した環境の整備を進めることが重要である。

### 防犯に配慮した施設等の普及

犯罪を起こそうとする者を抑止する環境づくりのため、次の措置に努める。

- ・ 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、住宅、共同住宅等の防犯に配慮した整備
- ・ 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、住宅、共同住宅等に係る指針の策定
- ・ 防犯に配慮した指針の普及啓発

### 防犯機器の普及

犯罪の多発区域で犯罪抑止に効果的な防犯カメラ、防犯灯など防犯機器を施設等に設置し防犯対策の強化に努める。

## イ 地域を支える人間関係づくり

我が国は、日常の近所づきあいや冠婚葬祭等における互助により、地域社会において人間関係や地域の連帯感が構築されていた。

こうした、人間関係や連帯感が子ども達の社会性の教育はもとより、近隣での病気や事故、災害、犯罪などの異常の察知につながり、犯罪防止や犯罪に遭遇したときの事後対応に大きな役割を果たしてきた。かつて有していた、相互扶助の精神による、地域のお互いを支え守る力を再生し、地域から犯罪を起こさない、起こさせない環境づくりが重要である。

### 少年の非行防止

少年による犯罪の比率が高い状況を改善するために、少年の非行防止の取組強化を図るよう次の措置に努める。

- ・ 少年に対する声かけ運動の推進
- ・ 少年補導体制の充実強化
- ・ 非行少年等の立ち直りを支援する体制の強化

### 青少年健全育成等の活動支援

地域全体で世代間の絆をつなぐため、青少年の積極的な地域活動への参加や地域社会における子育て支援などにより、青少年の規範意識の形成と社会性を育む取組強化を図るよう次の措置に努める。

- ・とちぎ心のルネッサンス運動の促進
- ・青少年の社会活動参加への機会づくり
- ・放課後児童クラブの設置促進

### 高齢者の安全確保

今後、高齢化が一層進むことから、高齢者の犯罪被害の未然防止や仮に犯罪が発生したときなどの異常の察知と、その事後対応が重要であるため次の措置に努める。

- ・独居老人宅に対する巡回の実施
- ・高齢者に対する防犯講座の開催

## ウ 安全のための支援システムづくり

本県における犯罪の発生に歯止めをかけ、県民が犯罪被害に不安を抱かないようにするためには、警察の捜査や検挙が適正に遂行され、また、防犯活動が地域と密接に連携をとりつつ、より積極的に展開されることが求められている。

このため、従来の警察の取組に加えて、県民と事業者等が一体となって安全で安心なまちづくりを進めるための新たな組織やネットワークを整備し、全県的な防犯体制を構築することが重要である。

### 推進体制の整備

安全で安心なまちづくりのためには、県民や事業者等による自主的な防犯活動が求められている。このため、県民、事業者と県、市町村、学校、警察が一体となって取り組む推進体制の整備が必要であり、その推進体制として安全で安心なまちづくり県民運動の展開に努める。



### ネットワークの構築・連携の強化

自主的な防犯に関する取組の共有化を促進するために、平常時から連携できる新たなネットワークの構築と連携強化に努める。

- ・学校、教育委員会と警察との連携強化
- ・金融機関・事業所と警察との連携強化

### 防犯情報の共有化

関係機関、団体、ボランティアの活動を有機的、効果的に行うため、その活動内容や具体的事例等の防犯関連情報の共有化に努める。

### 関係機関、団体、ボランティアの活動支援

安全で安心なまちづくりに向けた活動の核となる、地域に根ざした自主的活動が活発に行えるよう支援に努める。

- ・民間防犯パトロール隊の活動支援
- ・防犯協力団体の活性化

### 相談体制の充実

少年非行、振り込め詐欺など犯罪の未然防止のため、各種相談窓口の充実など相談体制の強化に努める。

## (2) 自分の安全は自分で守るという意識の醸成

現代社会を取り巻く大きな環境の変化から犯罪の手口や態様は、悪質、凶悪化しており、生活に身近なところで誰もが犯罪の被害に遭遇する可能性がある。

このため、「自分の安全は自分で守る」という意識を高め、犯罪に対する対処法や犯罪被害に遭わないようにするための心がけなどについて、啓発活動を進めることが重要である。

### 各種教室・講座の開催

子どもや高齢者など犯罪弱者に対する、防犯のための教育の充実に努める。

- ・ 幼児、児童、生徒に対する防犯教室の充実
- ・ 誘拐防止教室等の充実
- ・ 教員等に対する防犯教室の開催
- ・ 悪徳商法や振り込め詐欺等の被害防止講座の充実

#### 保育所、幼稚園、学校における安全確保の充実

将来を担う子ども達を守るため、学校等と地域社会、警察が連携して、安全パトロールや防犯訓練を実施し、安全の確保に努める。

- ・ 学校等における不審者の侵入防止対策の実施
- ・ 性犯罪を目的とした声かけや連れ去り事案の未然防止訓練の実施
- ・ 登下校時における通学路や学校等周辺の安全パトロールの実施

#### 家庭における防犯意識の高揚

犯罪の発生を誘発している原因には、住宅や自動車、自転車等の無施錠など自らの責任に起因するものがある。このため、家庭での一人ひとりの防犯意識を高めるような啓発活動に努める。

- ・ リーフレットの作成・配布
- ・ マスメディア等を活用した防犯・啓発活動の推進

#### 規範意識の高揚

最近の少年の非行や薬物乱用の問題行動には、他人に無関心になっていることや家庭での善悪のしつけの不十分さが背景にある。

また、暴力団による企業や個人の心理につけ込んだ巧妙な犯罪を防止するためにも、善悪を判断して社会規範を遵守するということが不可欠であり、このため、一層規範意識を育むための取組の充実に努める。

- ・ 非行防止教室の開催
- ・ 薬物乱用防止教室の開催
- ・ 暴力追放総決起大会等の開催

### (3) 犯罪発生時の対応

#### ア 警察力の強化

##### 体制の充実

県民の体感治安が悪化する中で、県民は警察に対し「パトロールを強化して欲しい」、「常時交番にいて欲しい」との物理的に相反する要望をもっている。この県民のニーズに応えるためには、警察官一人ひとりの能力を高めることは勿論であるが、警察官の増員が不可欠である。

本県においては、計画的に警察官の定数を増やして、警察官一人当たりの負担率を減少させてきたものの、未だに全国上位の負担率であり、今後も継続的に警察官を増員するなど、県民が望む警察力の強化を図る必要がある。

##### 施設・装備の充実

都市部周辺のベットタウン化や新規道路網の開発等による人口動態により、警察署や交番、駐在所の負担率に大きな開きが見られる。

綿密な実態調査を実施し、管轄区域及び各警察署の定数等の見直しを行い、警察官一人当たりの負担率を平均化することにより、事件事故に対して迅速、的確に対応出来る人員配置を行う必要がある。

一方、各警察署の留置場は、慢性的な過剰人員に悩まされているが、留置場の飽和状態を改善するために、留置場の増設や既存施設の整備拡充に努める必要がある。また、第一線の警察車両の増車、無線の不感地帯の解消、さらには発砲事件等での殉職事案を防ぐために、防護資機材の整備を図る必要がある。

#### イ 犯罪被害者等の支援

国では、社会的に孤立して十分な支援を受けられないでいる犯罪の被害に遭った者や、その家族等を支援するための犯罪被害者等基本法を制定したところである。このため、本県においても、国や市町村関係機関と一層緊密に連携し、県レベルでの犯罪被害者支援の

ための体制を整備することが必要である。

#### 犯罪被害者に対する相談体制の強化

犯罪被害者の心身及び社会的な損失の回復のため、体制の整備・充実に努める。

- ・ 犯罪被害者支援センターの整備
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの充実
- ・ 性犯罪等の被害者に対する相談体制の強化
- ・ 児童相談所の充実
- ・ ストーカー被害者対策の充実

#### ウ 関係機関・団体との連携強化

犯罪発生直後の犯人に結びつく情報等を提供することで、地域の現状を正しく認識することができ、自主的な防犯活動の促進やネットワークの強化につながる。このため個人情報の保護に留意しつつ、発生件数の多い罪種や態様、発生場所等の犯罪に関する情報を効果的に提供することが重要である。

#### 犯罪情報の提供

広く情報を提供するため、犯罪マップの作成やホームページによる犯罪関連情報の提供に努める。

## 6 県、市町村、県民、事業者等の役割

安全で安心なまちづくりに当たっては、県、県民、事業者、学校、警察が自らの役割を認識して行動していくとともに、お互いが連携して取り組むことが重要である。

### (1) 県の役割

犯罪は、防犯性の高い区域から低い区域に移る傾向にあることから、一部の地域で安全で安心なまちづくりへの取組を強化しても、県全体

の安全で安心な暮らしには結びつかない。このことから、県は常に市町村の取組状況を把握し、効果的な活動については、他の市町村に波及するよう努めるなど、全県にわたって安全で安心なまちづくりを誘導・推進する役割を担っている。

このため、安全で安心なまちづくりに向けた基本的な取組方向等の施策を示し、自ら実施するとともに、市町村の安全で安心なまちづくりに関する施策の支援に努める。

## ( 2 ) 市町村の役割

安全で安心なまちづくりのためには、日常生活に密着した地域において、ソフト、ハードの両面から犯罪の起きにくい取組を推進する必要がある。その中心的役割を担っている市町村は、地域住民の最も身近な行政として、地域の実態を把握し、安全で安心なまちづくりに関連する施策の実施とともに、学校、警察署等と連携し、自治会や地域住民等のボランティア活動の支援に努める。

## ( 3 ) 県民の役割

安全で安心な暮らしは、県民全ての共通の願いである。しかしながら、犯罪の多発や検挙の低下など犯罪の現状から県民の体感治安は悪化している。このことから、警察力の一層の強化に努めることはもちろんであるが、県民自らが「自分の安全は自分で守る」という認識の下に、個々の県民が、身のまわりの安全や地域の安全について考え、犯罪に遭わない配慮をするとともに県や市町村の安全で安心なまちづくりの施策に対し協力する。

## ( 4 ) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、地域の安全について考え、犯罪に遭わない配慮をし、自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、県や市町村の安全で安心なまちづくりの施策に対し協力する。

## 7 安全で安心なまちづくり推進のための条例の制定

本県における犯罪発生の増加に歯止めをかけ、県民の体感治安を向上させるためには、従来の警察による犯罪の検挙や防犯活動の一層の推進とともに、県民、事業者、行政が一体となった継続的かつ効果的な取組が不可欠である。

このため、県民の願いである安全で安心なまちづくりに向け、その拠り所となる条例を早急に制定する必要がある。

また、条例制定に当たっては、県が主体的、積極的に取り組む意思を県民に示すとともに、安全で安心なまちづくりのための具体的な方策などを指し示す「推進指針」の策定について、条例に明記することが必要である。

## おわりに

安全は、豊かでゆとりある生活を営む基盤となるものであり、何ものにも代えがたい、200万県民の共通した願いである。

しかし、我が国は、もはや「世界一安全な国」と言える状況ではなく、日本の治安は極めて憂慮すべき事態に直面している。

一方、本県においても刑法犯認知件数が10年間で1.6倍も増加し、県民の体感治安が非常に悪化していることから、本委員会としては「安全で安心な地域社会づくりの総合的な対策」について、幅広く調査・検討してきたところである。

今日の憂慮すべき治安状況を改善していくためには、これまでの警察活動を中心とした取組だけでは対応が困難になってきている。そこで、刑事司法制度による摘発、検挙、処罰といった再犯防止を目的とした事後予防を補完するための事前予防、すなわち、社会全体の規範意識や防犯意識を高め、犯罪の起きにくい地域環境を創り出す取組に、いかにして広範な県民を巻き込み、県民生活のいたるところで防犯意識を持った活動をどう構築していくかが今後の課題であるといえる。

このため、安全で安心して暮らせる栃木県を目指して、県民、事業者、行政が一体となり、有機的連携を図った「県民総ぐるみ運動」を展開していくことが極めて大切である。

安全で安心して暮らすことのできる地域社会は、一朝一夕にしてできるものではなく、行政はもとより、一人ひとりの県民のたゆまぬ努力により実現できるものである。

結びに、執行部においては、この報告書の提言を踏まえ、早急に必要な取組を進められることを強く期待するとともに、厳しい財政状況ではあるが、安全で安心なまちづくりの緊急性、重要性に鑑み、予算上の特段の配慮を求めるものである。

## 委員会委員名簿

### 生活安全対策特別委員会

委員	長	野	田	尚	吾
副委員	長	小	林	幹	夫
委員		石	井	万	吉
委員		五十嵐			清
委員		櫛	淵	忠	男
委員		郡	司		彰
委員		早	川	尚	秀
委員		吉	沼	正	夫
委員		小	高	猛	男
委員		栗	田		城
委員		螺	良	昭	人
委員		佐	藤		信
委員		高	橋	文	吉

### 調査関係部課

生活環境部 文化振興課

警察本部生活安全部 生活安全企画課